

津山市立幼稚園通園バス運行業務委託  
公募型プロポーザル実施要領

令和3年8月

津山市こども保健部こども保育課

## 1 目的

本市では、つやま西幼稚園とつやま東幼稚園において、園児の送迎に係る保護者負担の軽減及び園外保育等に伴う園児及び教諭の移動の利便性向上を図るため、各園2台体制での通園バスの運行を実施しているが、現行の幼稚園通園バス運行業務委託の契約期間が本年度末をもって満了となるため、令和4年度からの幼稚園通園バス運行業務を委託するにあたり、当該業務を効率的・効果的かつ安定的に実施できる委託先事業者を選定することを目的として、本要領において必要な事項を定めるものである。

## 2 委託業務の概要

### (1) 委託業務名

津山市立幼稚園通園バス運行委託業務

### (2) 業務内容

別添「津山市立幼稚園通園バス運行業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。

### (3) 委託期間

令和4年4月1日から令和9年3月31日まで（5年間）

### (4) 委託準備期間

基本契約締結日から令和4年3月31日まで

### (5) 委託業務の見積上限額（予算限度額）

145,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※各年度の見積上限額は、29,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）とする。

## 3 募集方法

公募型プロポーザル方式

## 4 実施手順

令和3年	8月11日（水）	：公募開始（実施要領公表）
令和3年	8月20日（金）午後5時15分	：質問提出締切り
令和3年	8月27日（金）	：質問回答予定
令和3年	9月3日（金）午後5時15分	：参加申込締切り
令和3年	9月10日（金）	：参加承認通知
令和3年	9月22日（水）午後5時15分	：企画提案書等提出締切り
令和3年	10月11日（月）	：プレゼンテーション実施
令和3年	10月下旬	：選定結果通知（公表）

## 5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年施行令第16号）第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- ② 津山市建設工事等請負契約に係る指名停止等措置要綱（令和2年津山市告示第1号。以下「指名停止要綱」という。）に基づく指名停止又は指名保留（以下「指名停止等」という。）の期間中でないこと。なお、公募開始の日から、結果通知の日までの間に上記に該当する場合は、参加資格を失うものとする。
- ③ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を受けていないこと。
- ④ 津山市暴力団排除条例（平成23年津山市条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員及び同条第3号に規定する暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）でないこと。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- ⑤ 国税及び岡山県税、津山市税を滞納している者でないこと。
- ⑥ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可（道路運送法（昭和26年法律第183号）第4条第1項の許可を言う。）を受けていること。
- ⑦ 令和3・4年度津山市物品・役務指名登録業者に市内事業者として登録され、かつ、登録番号23：旅行・運輸、品目1-1：貸切バスで登録されていること。

## 6 提示書類

企画提案の募集にあたり、以下の書類を提示する。

No.	提示書類
1	津山市立幼稚園通園バス運行业務委託公募型プロポーザル実施要領（本書）
2	参加申込書兼誓約書（様式1）
3	企画提案書表紙（様式2）
4	営業実績書（様式3）
5	提案価格書（様式4）
6	積算内訳書（様式5）
7	業務協力契約予定書（様式6）
8	委任状（様式7）
9	行政処分を受けていない旨の宣誓書（様式8）
10	無事故である旨の宣誓書（様式9）
11	事業者としての優位性（様式10）
12	質問書（様式11）

1 3	津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式 1 2）
1 4	業務体制等に関する提出書類一覧表（要領別紙 1）
1 5	津山市立幼稚園通園バス運行業務委託審査基準（要領別紙 2）
1 6	仕様書

## 7 募集要領等に関する質問の受付・回答

本募集要領等の内容に関する質問については、次のとおり受け付けし、回答する。

### (1) 質問できる事業者

本件に関する質問は、本プロポーザルへの参加を検討している事業者に限り行うことができる。

### (2) 質問の提出方法

質問書（様式 1 1）を F A X または E メールで提出すること。

### (3) 受付期限

令和 3 年 8 月 2 0 日（金）午後 5 時 1 5 分まで（必着）

### (4) 質問書提出先

津山市こども保健部こども保育課

F A X ; 0 8 6 8 - 3 2 - 2 1 6 1

メール ; hoiku@city.tsuyama.lg.jp

### (5) 質問及び回答の公開

本募集要領等に関する質問及び回答は、令和 3 年 8 月 2 7 日（金）に津山市ホームページで公開する。

### (6) 回答内容の取扱い

質問に対する回答内容は、本実施要領、仕様書その他関係書類の記載事項に関する追加又は修正事項として取り扱うものとする。

## 8 現地説明（会）

現地説明（会）は実施しない。

## 9 参加申込・参加承認

### (1) 提出書類

本プロポーザルへの参加を希望する者は、本実施要領、仕様書及び津山市契約規則その他の関係諸法令を理解・遵守の上で次の書類を提出すること。

提出書類（参加申込関連）	区分	部数
① 参加申込書兼誓約書（様式 1）	必須	1 部
② 委任状（様式 7）※プロポーザルに係る委任	必要に応じて	1 部

③ 行政処分を受けていない旨の宣誓書（様式8）	必須	1部
④ 無事故である旨の宣誓書（様式9）	必須	1部
⑤ 津山市暴力団排除条例に係る誓約書（様式12）	必須	1部
⑥ 法人の国税の納税証明書の写し	必須	1部
⑦ 県税の完納証明書	必須	1部
⑧ 法人の津山市発行の市税等の完納証明書	津山市に課税がある場合	1部
⑨ 登記事項証明書（現在事項証明）の写し	必須	1部
⑩ 印鑑証明書（写し可）	必須	1部
⑪ 財務諸表の写し（直近決算のもの）	必須	1部
⑫ 一般貸切旅客自動車運送事業の許可を受けていることを証する書類の写し	必須	1部

(2) 提出期限

令和3年9月3日（金）午後5時15分まで（必着）

(3) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着し、又は持参したものについては受付しない。

(4) 提出先

〒708-8501

岡山県津山市山北520

津山市こども保健部こども保育課

(5) 参加承認通知

FAX及び郵送により、参加の可否を通知する。

通知日；令和3年9月10日（金）発送

10 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

提出書類（企画提案関連）	区分	提出部数
① 企画提案書 表紙：企画提案書表紙（様式2） 1部のみ押印 本編：任意様式	必須	8部
② 企画提案書に関する参考資料 任意の形式で【参考】と明示	任意	8部

③ 営業実績書（様式3）	必須	8部
④ 提案価格書（様式4）1部のみ押印	必須	8部
⑤ 積算内訳書（様式5）	必須	8部
⑥ 業務協力契約予定書（様式6）	任意	8部
⑦ 事業者としての優位性（様式10）	任意	8部
⑧ （要領別紙1）に定める書類	該当するもの	各8部

(2) 無効（失格）となる企画提案書

- ・ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの

(3) 提出後の取扱い

提案書受付後の修正及び追加は認めない。

(4) 提出期限

令和3年9月22日（水）午後5時15分まで（必着）

(5) 提出方法

持参又は郵送（書留又は簡易書留）の方法によること。なお、期限を過ぎて到着し、又は持参したものについては受付しない。

(6) 提出先

〒708-8501

岡山県津山市山北520

津山市こども保健部こども保育課

## 1.1 審査方法

企画提案書について次のとおりプレゼンテーションを実施し、審査基準（要領別紙2）に基づき審査し、最高得点となった者を委託候補者として特定する。また、最高得点と同点となる者が2事業者以上の場合は、後日くじ引きにより委託候補者を選定する。

なお、応募が1事業者のみの場合であっても審査を実施するものとし、評点合計が基準点である60点以上となったときは、当該事業者を委託候補者とする。

(1) 実施日時及び会場

令和3年10月11日（月）

具体的な日時及び会場は、参加者に書面で通知する。

(2) 実施方法

企画提案について、提案者から次のとおり説明を行う。

なお、機器を使用する場合は、提案者において準備するものとするが、スクリーン、プロジェクタ及び延長コードは会場備え付けのものを使用することもできるの

で、希望する場合は必ず事前に申し出ること。

① 持ち時間

30分程度（プレゼンテーション20分、ヒアリング・質疑応答10分）。

② 説明者

5名以内（機器操作者を含む。）とする。

③ プレゼンテーションの公開・非公開

非公開とする。

## 1.2 審査結果

審査の結果については、次のとおり審査を受けた者に対して通知する。

(1) 通知方法

書面により通知する。

(2) 通知時期

令和3年10月下旬

なお、最優秀提案者として決定されなかった者が、その説明を求めることのできる期間は、審査結果通知を受け取った日から7日以内とする。

## 1.3 契約

最優秀提案者と契約に係る協議を行い、協議が整い次第、速やかに契約の手続きを行う。

なお、最優秀提案者との協議の結果、契約に至らなかった場合は、次点者と契約について協議するものとする。

## 1.4 情報公開

審査結果については、以下の内容について津山市ホームページ上で公表する。

① 最優秀提案者名（最優秀提案者以外の者は仮名で公表する）

② 評価順位及び評点

③ 提案価格

なお、提出された企画提案書については、津山市情報公開条例（平成11年津山市条例第2号）第7条第3号の規定（開示することにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位、財産権その他正当な利益を害する恐れがあるもの）に基づき開示しないものとする。

## 1.5 提出書類の取扱い

提出書類は次のとおり取り扱う。

① 提出されたすべての書類は、返却しない。

② 応募者からの申し出による提出後の書類の差替え及び追加・削除は認めない。

③ 提出された書類は、本プロポーザルに係る審査以外の用途には使用しない。

④ 企画提案書の提出は1者につき1案とする。

## 16 その他

### (1) 費用負担

本プロポーザルへの参加に要する経費は、すべて参加者の負担とする。

### (2) 参加辞退

参加申込後又は企画提案書の提出後に参加を辞退する場合は、辞退する旨を書面(任意様式)により担当課宛に速やかに提出すること。

### (3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- ① 参加資格要件を満たしていない場合
- ② 提出書類に虚偽の記載があった場合
- ③ 実施要領等で示された提出期日、提出先、提出方法、書類作成の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- ④ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為があった場合
- ⑤ プレゼンテーションを欠席した場合
- ⑥ 各年度の見積上限額を超えた見積額となっている場合

### (4) 報告

公募開始日からプレゼンテーションの実施日までの間に、応募者において次の事項が発生した場合は、本要領「17 問合せ・書類提出先」に直ちに報告すること。この報告を怠ったときは、前号④に該当するものとして、失格とする。

- ① 行政処分を受けた場合
- ② 自動車事故報告規則(昭和26年運輸省令第104号)第2条に規定する事故が発生した場合。

### (5) 著作権等の権利

企画提案書等の著作権は、当該企画提案書等を作成した者に帰属するものとする。ただし、津山市立幼稚園通園バス運行業務の受託者として契約を締結した事業者が作成した企画提案書等の書類については、市が必要とする場合は、あらかじめ受託者に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用(複製、転記又は転写をいう。)することができるものとする。

### (6) 再募集

審査の結果、適切な候補事業者がない場合又は応募がない場合は、候補事業者に該当がないものとして再募集することがある。

### (7) 異議申立て

参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。

1.7 問合せ・書類提出先

津山市こども保健部こども保育課

〒708-8501 岡山県津山市山北520

TEL 0868-32-7028

FAX 0868-32-2161

メール [hoiku@city.tsuyama.lg.jp](mailto:hoiku@city.tsuyama.lg.jp)